

植民地期朝鮮における万頃江改修工事と土地収用令

広瀬貞三

はじめに

植民地期朝鮮において朝鮮総督府（以下、総督府とする）が一九一一年四月一七日に公布した土地収用令（制令第三号）は大きな権限をもっていた。総督府は朝鮮を支配する上で、鉄道敷設、道路建設、河川改修など、各種土木建築工事を行った。これらの工事が短期間で竣工することができた背景には、土地収用令の存在があった。総督府は一九一一年七月一日から一九一七年一月一日まで一八回にわたって、一定地域へ土地収用令を適用した。その後、一九二〇年三月から一九四四年七月まで約二四年にわたって、合計六一〇件に及ぶ土地収用令の適用を行なった。

私は近年土地収用令に関心を持ち、この間、法令の分析、『朝鮮総督府官報』掲載の「土地収用公告」の分析、具体的な事例研究として、水豊ダム建設工事、南朝鮮鉄道工事、羅津港建設工事などを対象としてきた。⁽¹⁾土地収用令をめぐる紛争は、基本的には工事の起業者と土地関係人（主に土地所有者）の関係であるが、実際の適用過程には、朝鮮総督、総督府、内務局土木課、内務局土木課地方出張所、道庁がそれぞれの役割を果たした。だが、これまでの研究では、それらの具体的な関係を考察した研究はごくわずかである。土地関係人の土地は行政的にどのような具体的な手続きを経て土地収用に至るのか、あるいは至らないのか。土地収用令では、まず起業者は地方長官を経て、朝鮮総督に土地収用を「申請」す

る。朝鮮総督は土地収用を必要とする場合、事業「認定」を行い、『朝鮮総督府官報』に「土地収用公告」を掲載する。これを受けて、起業者は土地関係人と「協議」を行うが、それが妥結に至らなければ、地方長官の「裁決」、「決定」を求める。土地関係人が地方長官の「裁決」、「決定」に不服の場合、最後は朝鮮総督の「裁定」を求める。このような一連の過程を、具体的な事例を通して検証することが、土地収用令の研究には必要と思われる。

本稿では土地収用令の実態を明らかにするため、一事例研究として、全羅北道を東西に流れる万頃江改修工事を取り上げる。万頃江流域は植民地期に多くの日本人が移住して大規模な農場を建設し、水利組合を作った地帯であるために、すでに一定の研究蓄積がある。⁽²⁾ただし、いまだ万頃江改修工事それ自体を扱った研究はない。

本稿では万頃江流域の水利組合や地主制に関する先行研究を援用しながら、万頃江改修工事における土地収用令の適用過程を考察する。特に、万頃江流域の土地収用令をめぐる過程は、朝鮮総督、総督府内務局、内務局裡里土木出張所、全羅北道知事、土地関係人、水利組合、地主、地域住民など、多様な立場の利害関係がどのように結びついてきたかに留意したい。また、この事例は総督府が起業者であることが一つの特徴である。この場合、民間企業が起業者である事例と行政側（朝鮮総督、総督府、全羅北道庁）の対応がどのように異なるのか。この点に

ついても注意を払う。

一・万頃江改修工事の全体象

(1) 万頃江改修計画

万頃江は全羅北道全州郡の東北端を源にして、高山川、所陽川、全州川、塔川などを合わせて西流し、群山港の南の黄海に注ぐ。一九二九年時点で、全長三七〇km、流域面積一四六五平方km、耕地面積六万町歩である。万頃江の水源地方は山岳がさほど高くないが、山勢は急峻であり、峡谷をなし、草木は繁茂し、また所々に密林がある。中流部以下においては両岸が遠く開けて、いわゆる全州平野を形成する。この一帯は農業が盛んで、多くの水利組合があり、全州平野は米作で有名である。⁽³⁾

万頃江流域は干満の差が激しく、洪水とあいまって河岸が崩壊し、年々川身の湾曲の度合いが増した。河川の勾配は非常に緩やかで、防水堤がないため、豪雨が一端降ると洪水は全州平野一面に氾濫し、湛水は二、三日、甚だしくは六、七日に及んだ。植民地期にも、一九一四年、一九一七年、一九二〇年、一九二一年と、しばしば洪水に見舞われた。特に一九二〇年の洪水では被害が大きく、住民の死亡は五名、家畜の被害は三三一頭、家屋の流失は四二戸、家屋崩壊は一一四七戸、家屋浸水は三二九一戸、耕地の流失は三七八町歩、耕地の埋没は三四〇町歩と、悲惨な状況だった。⁽⁴⁾

こうした自然災害に加え、万頃江流域は植民地期において日本人の土地所有集積が進み、朝鮮内では随一の規模に達していた。多くの日本人農場が設立され、これらを背景に万頃江の右岸に一九〇八年に沃溝西部水利組合(金相熙組合長)、一九〇九年に全益水利組合(黒田二平組合長)、臨益南部水利組合(大倉米吉組合長)、臨沃水利組合(宮崎佳太郎組合長)、益沃水利組合(藤井寛太郎組合長)などが次々に設置された。五つの内、沃溝西部水利組合以外の四つの水利組合は日本人が組合長である。⁽⁵⁾

このため万頃江流域に農場、水利組合をもつ日本人地主から万頃江改修を求め

る声が高まった。万頃江の改修に関して、一九二三年に全羅北道の益山郡を中心
に「万頃江改修同盟期成会」が結成され、同年七月に代表者の永原邦彦、吉田竹次、
高田稔^{アヅ}銭などの陳情員が総督府を訪問し、万頃江改修の陳情を行なった。⁽⁶⁾ 永原邦
彦は細川侯爵朝鮮農場の主任である。永原は一八八一年熊本生まれで、一九一三
年に東京帝国大学を卒業し、一九一七年朝鮮に渡り、細川侯爵農場の支配人とな
る。一九三〇年に総督府農事試験場南鮮支場委員となり、一九三六年現在は全北
畜産株式会社監査役だった。⁽⁷⁾ 細川侯爵家農場は侯爵の細川護立が所有するもの
で、事務所を益山郡大場村に置いた。付近一帯に二千町歩の畝を経営すると同時
に全羅南道潭陽郡に支部を置き、その付近にも約一千町歩の畝を所有し、合計
三千町歩の畝を経営している。これらの農場には数千人の小作人を有した。朝鮮
における地主化は一九〇四年から始まる。一九〇八年に全羅北道の中核地帯に千
町歩以上の耕地を有し、それ以降全羅南道にも進出して行き、一九二〇年代中頃
には二千町歩地主となる。⁽⁸⁾ 高田稔^{アヅ}銭は高田稔の誤りと思われる。高田稔は右近商
事株式会社南鮮出張所支配人である。右近商事は全羅北道の全州、扶安、井邑、
益山郡に約二千町歩の畝を所有した。高田は約千人の小作人を「指導啓発」し、
産米の増殖に努めた。⁽⁹⁾ このように、三人の内で二名は全羅北道益山郡に大農場を
持つ日本の地主の支配人だった。

総督府は一九一四年四月に河川取締規則を公布し、総督府が管理する河川を
決定した。続いて、一九二七年一月に朝鮮河川令を公布した。これに先立ち、
一九二六年から一九三五年まで、直轄河川の大規模な河川改修を行なった。まず
第一段として、一九二五年から万頃江、載寧江工事が六ヶ年計画で始まり、翌
一九二六年から漢江、洛東江、大同江、龍興江工事が一〇ヶ年計画で開始した。
これらの直轄工事改修費用は四八四〇万円であり、当初は一年計画だった。し
かし、工事費用は後に五四〇三万五〇〇〇円に増加し、計画も一九四〇年までの
一六年計画に延長された。洪水氾濫区域は約三八万町歩であり、この内防水工事
を行なえるのは約二二万町歩(五五・三%)に過ぎなかった。⁽¹⁰⁾

下岡忠治政務総監は一九二五年頃、「全鮮中河川整理の必要あるもの幾許ぞ、

総督府の調査に基づけば十一河川を数ふるも、その中特に急要なるもののみを挙げれば 万頃江（全北） 載寧江（黄海） 洛東江（慶南） 竜興江（咸南） 城川江（咸南）の五河川である。この五大河川の治水を完成せんと欲すれば、治山同様約一億円の巨費を要し、到底三五年にして行はるべくもあらず、先づ急要なるもの、みについて考ふるに、万頃江、載寧江の治水の疎通を良好ならしむる為め捷路開鑿をなすこと」と、万頃江、載寧江を優先する方針を述べている。¹¹⁾

直轄河川改修工事の中で、総督府が第一に万頃江と載寧江の改修工事に着手したのは各々理由があったと思われる。前述したように、万頃江流域は日本人の土地集積が最も進み、水利組合事業が盛んな地域だった。朝鮮で最初の水利組合が一九〇八年に作られて以降、一九一一年までの四年間に七つの組合が設立されたが、そのうち五つまでが万頃江流域に立地している。¹²⁾このことを総督府が重視したのではないかと想定する。一方、載寧江は洪水の被害が最も大きい河川だった。載寧江は大同江流域の南部に位置し、中流部には四万町歩の載寧平野が広がっている。土地が平坦なため、一端豪雨が来れば水害の被害は甚大だった。一九二二年の大洪水では大泥海と化し、この状態が二昼夜以上続いた。氾濫面積は三万五千町歩、溺死者は一一四名、農作物の被害面積は三万三九二六町歩で、被害高総額は五五万八五八三円にも達した。また、一九二四年の洪水でも大きな被害を出した。「現状ハ水害其ノ他ニ依リ、沿岸住民ノ生活ヲ脅威スルコト夥シ」と述べるほどだった。また、左岸には一九二六年に蒙利面積約九千町歩の大規模な安寧水利組合が設置される予定もあり、これも影響したと思われる。¹³⁾

万頃江改修工事のために、内務局は一九二五年五月に裡里土木出張所（川澤章明所長）を設置し、ここが中心となって工事を担当した。¹⁴⁾所長の川澤章明は一九一七年に東京帝国大学土木科を卒業した後に総督府に入り、一九二五年から一九三二年まで七年間にわたって裡里土木出張所長を務めた。その後、一九三二年から一九四三年まで京城土木出張所所長を務めた。退職後、朝鮮農地開発営団の理事となった。¹⁵⁾裡里土木出張所の技師は、川澤、町田義知、伴格夫、武居軍次郎（二代目所長）、辻川勝雄、勝浦亨三、田中俊徳であり、土木事務官は坂本嘉

一である。¹⁶⁾

万頃江改修工事について、一九三〇年に赴任した技手の菊池新吉は、「この度の想い出の一つは、矢野技師が主任となって、万頃下流部の測量であった。（中略）新参の小生と古参の松尾技師と測夫数人で一班を組んでの業務だった」と回顧している。また、一九三八年に赴任した技師の田中俊徳は、「裡里土木出張所は、直轄河川万頃江の改修工事を実施しているほか、新たな全羅北道の東津江、金羅南道の榮山江とその支流の咸平川の三本の中小河川の改修を実施することになっていました。（中略）この間一時万頃江の直轄工事現場に見習いに出まして、築堤、護岸工事（このとき間知石の逆張工法を珍しく思った）それに水門工事の現場を体験しました」と語っている。¹⁸⁾

総督府が立てた万頃江改修計画の主な内容は、次ぎの通りである。「平野一面に氾濫する洪水を堤防に依りて完全に防禦し、傍ら低水路を一定して上流部に於いては灌漑用水の取入れに便し、下流部に在りては舟航に便せむとす。新河川敷は下流部は現在流路に依ることとし、惟木川浦付近に大屈曲部を直流せしめて、洪水の疎通を良好ならしめんとす。上流部高山邑以下鳳東面高川里に至る間は存来河川敷に沿い新河川敷を定むる」ものである。主な改修区域は、中下部の平野が最も広く、水害また甚だしき部分を選び、工事を施行することにした。工事地域は、金堤郡青瑕面から全州郡高山里まで、全州郡草浦里から同郡助村面まで、全州郡草浦面から同面古堂里までの三ヶ所だった。¹⁹⁾

図1のように、大きく蛇行していた万頃江本流の川流を長大な堤防によって一本化し、加えて上流の支流である所陽川、全州川、益山川の川流も整理する内容だった。万頃江改修工事の予算は一二〇〇万円であった。この内訳は土地買収費一九二万四五〇〇円、本工事費五三二万二五〇〇円、付帯工事費一三二万七〇〇〇円、諸機械費一八四万円、雑費五二万五〇〇〇円だった。工事が竣工した後の利益は、一万五千町歩の平野は完全なる堤防によって防水され、さらに河川整理によって用水取得に便利となり、農業にも影響をあたえる。農産額は二二〇万円の増加と予測された。²⁰⁾

一九二五年五月三日から六月二日にかけて、万頃江改修工事起工式が行われた。これまで改修工事要請をしばしば行なってきた益山、全州、金堤三郡連合の祝賀会が裡里で開催された。²¹⁾

万頃江改修工事は時期的に見て、大きく二つに分けられる。一つは支流の全州川堤防修築工事であり、もう一つは本流・支流の万頃江改修工事である。前者の全州川堤防修築工事は一九二三年の旱害に対する罹災民救済工事として一九二五年四月に起工し、一九二六年三月に竣工した。工事費は五五万八八六三円である。後者の万頃江流の改修工事は一九二六年五月に着工し、一九二五年度から六カ年継続治水工事とした。工事は主に中流部平野の中で洪水被害が最もひどい全州郡参礼面飛々以下、大場村、白鷗亭、木浦川を経て、益山郡五山面童子浦に至る延長一六kmにわたり平野一面を堤防によって完全に防衛し、その一方低水路を一定にして舟航の便に立つようにした。一九二九年までに工事額は二八九万二九七三円に達し、竣工歩合は四六%に達した。工事に要した労働者(出役者を含む)は延七五万三二三人であり、この賃金支払額は六八万六一九三円に達した。²²⁾

表1は万頃江改修用地買収並移転補償費、全州川堤防工事費の買収補償費である。改修のために必要な土地は約一一四二町歩と広大で、その費用は八二万五〇〇〇円に達した。用地補償費は「その他」が田の三・四倍に及んでいる。用地以外に各種の補償費が予定され、合計一〇三万五四九三円を予定した。用地買収、家屋その他の移転補償などは全羅北道庁が斡旋し、買収等に要する物件の所在、数量は総督府から全羅北道庁に通知した。²³⁾

(2) 万頃江流域社会の反応

総督府の万頃江改修工事計画に対して、一部からは計画の変更・追加の要求がでてきた。第二期工事に予定された支流の高山川は在来堤防が洪水で破損しているため、これを第一期工事に含めることを地域住民は希望した。一九二五年八月、全州郡の鳳東面の住民五〇〇〇名が会合し、総督府、全羅道庁、郡各当局に電報で事情を述べた。さらに、当局に陳情委員を選定し、派遣することを決定した。

各洞里で選定された崔炯植などの委員六五名は関係当局に陳情し、全羅北道庁に陳情書を提出した。それによれば、危険地帯は全州郡鳳東面の一部の一五〇〇戸と参礼郡の一部の七〇〇余戸、合計一万余名である。²⁴⁾

工事開始とともに、裡里土木出張所は工事用地の買収に着手した。万頃江改修工事の進捗に伴い、工事用地の買収は順調に進んだ。しかし、一九二七年に入ると、買収交渉の困難が予想された。このため、一九二七年一月に川澤裡里土木出張所長は全羅北道内務部長に対し、工事用地の買収はこれまで順調にきたが、「来年度以降ハ工事実施ト用地買収予算余ノ関係其他買収時価変動ノ為是レカ買収ニ相当困難ヲ感スルコト、被候」と述べ、「此際助村外八ヶ面組合ヲシテ起債又ハ其ノ他ノ方法ニヨリ全体ニ買収セラル、場合ハ工事ノ実施並経済上最モ有利ト認メラル、」として、便宜提供を依頼した。²⁵⁾

一九二九年六月、林茂樹全羅北道知事は川澤裡里土木出張所長に対して、用地内家屋移転を認めた。家屋戸数は二二戸で、家屋移転料は二七五五円だった。また、居住者戸数は二二戸で一四五人であり、家屋移転料は三三三〇円だった。彼らは金堤郡白鷗面江興里の万頃江堤内部の農民だった。「右部落民は従来殆んど純小作人の集団にして単純なる農業を以って生活し来たれるところ万頃江改修の爲め(中略)小作地は殆ど河川用地に編入せられ部落のみ新旧河川間に介在」する状況だった。全羅北道内務部長は一九二九年一月末までに移転を終了する予定だった。²⁶⁾

万頃江改修工事の進捗にともない、一部住民の生活に被害もでた。万頃江改修の左岸工事によって右岸に被害が出る可能性があると、一九二八年七月に全州郡参礼面安座里、同郡草浦面下里の住民代表一〇数名が全州郡当局に陳情書を提出した。彼らによれば、至急護岸工事を行わないと洪水によって生命財産が危機に直面する必要があるにもかかわらず、それに着手していないとのことである。²⁷⁾ また、一九二九年五月、金堤郡白鷗面の江興里、道道里、道德里の一带の住民は工事のため一帯の排水ができず、このため洪水期に一大脅威であるとして、裡里土木出張所と全羅北道庁に陳情した。²⁸⁾ さらに、一九二九年六月には益山郡大

場村付近一帯では井戸水を飲料水として使用してきたが、河川の流れが変わり、築堤されたために井戸の水が枯渇し、飲み水が途絶えてしまった。このため、一帯の住民が裡里土木出張所に井戸を掘ってくれることを陳情したが、拒絶されたために、善後策を検討中だった。²⁹⁾

二・万頃江改修費用の賦課金強要と地主の対応

総督府は一九一〇年代朝鮮の道路工事においては土地所有者の土地を「寄付」という名目で、大量に強制的に没収していた。これによって短期間に長大な道路工事が可能になったのである。³⁰⁾ 総督府のこうした姿勢は他の土木工事においても同様だったと思われる。しかし、一九一九年に三一独立運動が起こると、総督府はこれまでの強圧的な工事の手法を変更せざるを得なかった。この変化を総督府の原静雄土木部長は後に、「市街地における工事の如きは、土地も買入れ、建造物に対する移転料その他の補償を与へ、地元において苦情の生ずる程度において、なるべく、個人に迷惑を及ぼさざることを考慮して、その事業を施工した」と述べている。これは、それ以前がかなり強圧的に工事を進めていたことを示す発言である。しかし、一九二〇年代に入っても、総督府は各種土木工用地の買収を積極的に行わず、土地の「寄付」を強要していたようである。

万頃江改修工事についても、総督府は当初から改修に必要な「土地買収及補償費」は、「関係土地ノ寄付」という名目の没収を予定していた。このため、「関係地主ノ寄付ヲ俟ツコトトシ其ノ予算ヲ僅少ニ見積」っていたのである。ところが、用地調査の結果、万頃江河川改修工事のための「潰地」は約一一四二町歩であり、この費用は最小限に見積もって約八二万五〇〇〇円（補償費を除く）と想定した。しかし、総督府が支出できる金額は五十一万円にすぎなかった。このため全体の三八・二％にも達する不足分三二万五〇〇〇円をどのように調達するか大きな問題となった。「地元ノ任意寄付ヲ俟」つていては、「其ノ間種々ノ紛議等」の可能性があった。つまり、土地の強制「寄付」をめぐる紛争が想定された。このため、総督府の大塚常三郎内務局長は不足分を「蒙利関係ノ各方面ニ按配シ面

ヲシテ夫々右分担額ヲ蒙利者ヨリ不均一賦課ノ方法ニ依り徴収シ施工年度内ニ政府ニ寄付セシムルコト、スルヲ万全ノ策」と考えた。つまり、土地買収金額の不足分を埋めるため、税金の形で関係地主に賦課することを図った。³²⁾

このため、一九二四年二月、総督府の大塚内務局長は亥角仲藏全羅北道知事との間に、次ぎの協定を結んだ。①全羅北道知事は約不足分三二万五〇〇〇円を一九二四年から一九二八年まで、五年分割で各面から総督府に「寄付」させることとする、②道知事は面と分担金額を協定し、その金額は蒙利の厚薄に応じて定めること、③道知事は蒙利区域の面民に利益の程度に応じて賦課すること。ただし、「中小地主ニハ可成賦課ヲ免除スル方針ヲ採」ること、④用地買収家屋その他の移転補償等は道庁が斡旋すること、だった。³³⁾

この協定を受け、一九二五年二月、亥角全羅北道知事は関係大地主である「万頃江改修期成同盟」会員に会同を求め、この賦課金を分担して賦課する方針を伝えた。この日集まったのは、表2にあるように、万頃江流域の工事区域内にある一〇農場の代表一三名（日本人一〇名、朝鮮人三名）である。この時点の「万頃江改修期成同盟」は、万頃江河川改修問題に直接利害関係をもつ農場主が主導していた。³⁴⁾ 表2のように、蒙利区域内における一〇農場の所有面積は二七・五町歩であり、この中では細川農場の面積が二七・七％、大橋農場が一三・三％など大きな比率を占めていた。また買収すべき面積は五〇〇・一町歩と、蒙利区域内所有面積の一八・一％に該当した。この中でも細川農場が一六・一％を占め、最大の規模だった。

この一〇農場の内、いくつかの農場の実態を見てみよう。今村農場は今村一太郎が経営し、農場は益山郡にあり、所有地は畚二五〇町歩、信託田百町歩である。今村一太郎は一八七四年生まれで、元は熊本の小中学校校長だったが、一九〇六年朝鮮に渡り、全羅北道の益山郡大場村で農場経営を開始した。全益水利組合の評議員を務め、後に、全羅北道評議員、郡農業副会長、全北畜産会社所長を歴任した。³⁵⁾ 井上農場は井上一が金堤郡白鷗面に設立した。井上は一八四八年山口県生まれで、大阪で土木請負業に従事した後の一九〇五年朝鮮に渡り、全羅北道金堤

郡で農場を経営した。一九二七年には井上農事合名会社と改称した。一九三六年時点で桑栽培、養蚕の奨励、副業奨励を行い、面協議員だった。³⁶⁾

東山農場は三菱財閥の岩崎久弥が所有する農場である。全羅北道と全羅南道の水田中核地帯に位置し、広大な水田を所有する小作制大農場だった。その所有耕作地は一九〇九年に三七〇〇町歩、一九二二年には一万町歩以上に急増したが、一九二〇年代中頃には五千町歩に激減した。³⁷⁾ 田坂農場は田坂三郎が一九〇四年に益山郡大場村に土地を選定し、農場経営を開始した。所有の畝は一二〇町歩であり、小作人総戸数は一四七戸である。³⁸⁾

細川農場については前述した。大橋農場は大橋興一が社長であり、益山郡裡里に事務所を置き、金堤郡下離面に分場を置く。一三〇〇町歩の畝を所有する。³⁹⁾ 伊藤農場は完州郡参礼面に位置したが、詳細は不明である。⁴⁰⁾ 三重農場は益山郡裡里邑に位置し、一九一七年に諸戸清六が設立(資本金百万円)し、扶安、全州、金堤、益山、沃溝の各郡に約八五〇余町歩の畝を所有する。一九二二年に株式会社に改編し社長となる。その後、水谷忠三が二代目社長となる。⁴¹⁾

華星農場は益山郡裡里邑に位置し、京城在住の富豪である白寅基が経営し、以前は全州に事務所を置いたが、一九〇八年裡里に事務所を移した。⁴²⁾ 支配人の青田竹治は沃溝郡瑞穂面の代表的な産業資本型投資家であり、彼が投資した企業は、朝鮮製筵、裡里魚菜市场、ソウル護謨社、全北企業、三和、白友昌道鋳業などである。⁴³⁾ 経営者の白寅基(一八八二〜一九四二年)は全羅北道任実郡出身で、一九〇〇年に度支部主事となり、一九一三年現在、韓一銀行専務理事、日韓瓦斯電気株式会社理事、漢湖農工銀行理事、朝鮮勸業株式会社理事に在職中だった。一九二七年には京畿道道評議員、中樞院参議に任命される。⁴⁴⁾ 佐伯農場に関して明らかでない。代理人の金和炯は益山郡裡里邑の富豪であり、全羅北道内で有数の大地主である。⁴⁵⁾

こうした各農場と現場で直接交渉に当たったのは、裡里土木出張所の川澤所長である。生田内務局長は一九二五年七月、川澤裡里土木出張所長に対し、「蒙利区域賦課率決定資料トシテ今日洪水ニ依ル浸水区域内被害程度調査ヲ道庁ト打合ニ

至急施行相成度」と業務を催促した。⁴⁶⁾

土地買収金の関係地主に賦課する総督府の方針は、流域地主・住民から大きな反発を受けた。全羅北道庁は一九二五年一二月、関係地である全州、金堤、益山の三郡守と、全州の助村、参礼、益山の三面長、益山郡の春浦、八峰、北一、益山の四面長、金堤郡の龍池、白鷗の二面長等と会議を開催した。その結果、不足額四万五千元を関係各面の地主に特別に賦課し、六ヶ年で毎年七万五〇〇〇円ずつ徴収することにした。⁴⁷⁾

この後、全羅北道庁の下部行政機関に下ろされ、工事費の一部は各郡、面の地主に対し、「受益税」との名目で賦課されたようである。一九三二年一〇月に、金堤郡孔徳面黄山里では万頃江流域の地主が会合を開き、この負担は仕方ないので受け入れるが、地主側は八年間、一反当たり一円二〇銭ずつ納付する方式を一八年間に延長することを決議し、地主代表(西江澄起太、柳泓永、大場農場の二名)が全羅北道庁に陳情を行なうことになった。⁴⁸⁾

三・土地収用をめぐる朝鮮総督府と地主の対立

(一) 一九二一年の土地収用令

一九二五年から開始した万頃江改修工事に先立ち、すでに早い時期から万頃江流域では土地収用が行われていた。藤井寛太郎が組合長を務めた臨益水利組合では一部の朝鮮人地主が水利組合設置反対運動を展開した。このため、藤井は関係地主を群山警察署に連行させて、所有地の売却を強要した。藤井は一九二一年一月、土地収用令第四条と同施行細則第七条により、反当り二〜六円の廉価で土地を購入したという。⁴⁹⁾

一九二一年七月一日、寺内正毅総督は朝鮮内の京畿道京城府・楊州郡、慶尚北道の大邱府、全羅北道の全州郡・任実郡・南原郡に土地収用令を施行した。これが朝鮮における最初の土地収用令適用である。⁵⁰⁾ これと前述の臨益水利組合関連の土地収用令は時期的に少しずれるが、この事例に関連すると思われる。

(2) 一九二七年の土地収用令交渉

一九二五年以降、万頃江改修工事にもない土地収用をめぐる協議が続けられたが、一部地主の間では解決しなかった。一九二七年三月に渡辺全羅北道知事は生田内務局長に対して、「爾来土地価格ハ起業ニ依ル以外ニ一般ニ騰貴シ、為メニ一部ノ者ハ買取価格ガ時価ニ比シ廉ナリトシ、代地ヲ定ムル能ハザルノ理由ヲ以テ容易ニ応諾セス」と、土地買取が順調に進んでいないことを訴えた。

朝鮮の土地収用令では、起業者が土地収用の認定を受けるためには、第五条に「地方長官を経由して朝鮮総督に申請すべし」となっていた。つまり、万頃江改修工事は総督府内務局土木課が行う直轄河川工事であるが、土地収用を適用する場合、総督（実際には内務局長）が道知事に土地収用を依頼し、これを受けて道知事が再び総督に「申請」を行なうことになっていた。総督府が起業者の場合、土地収用令の条文の内容から見て、総督府の意向がほぼそのまま反映されるといえる。⁵³

こうした複雑な手続きのため、総督府と全羅北道庁は役割分担を明確にする必要があった。一九二六年八月、渡辺全羅北道知事から生田内務局長に土地収用令適用に関する際、知事と総督の具体的な役割分担の照会がなされた。これに対し、生田内務局長は、①「事業認定」後の協議は知事、②「裁決」申請及び関係人に通知は総督、ただし「裁決」申請に必要な資料を送付すること、③裁決補償金並びに払渡、供託は知事、④土地の引受は知事、⑤登記の嘱託は知事、と役割分担を回答した。⁵⁴

一九二七年九月二日、渡辺全羅北道知事は総督府の生田内務局長に対し、土地収用に関する「事業認定」を申請した。対象となる土地所有者は、金駿熙と朴濟賢の二名だった。土地収用の対象となる土地は、金堤郡白鷗面白鷗里の六一一坪（田、畓、雑）、益山郡春浦面石灘里の二万九二七七坪（田、畓、雑）、益山郡春浦面石灘里の六七五坪（雑）、合計三万六〇六三坪と広大だった。前者の二ヶ所は金駿熙の所有地であり、後者は朴濟賢の所有地だった。⁵⁵

金駿熙の本籍は金堤郡白鷗面白鷗里であり、全州の八達町に住む大地主だった。

植民地期朝鮮における万頃江改修工事と土地収用令（広瀬）

彼は道内屈指の大地主であり、農場を開設し、一九一四年現在の所有地は約五百町歩、小作人は一千名である。小作人を集めて農産組合を組織し、一九一三年から共同で精米摺工場を設置した。全州農工銀行取締役、金堤地方金融組合監事を務めた。⁵⁶ 彼は豊かな経済力を背景に、一九〇八年に金堤郡白鷗面白鷗里に「私立測量学校」を、一九一六年には同里に「半月里孤児院」を、一九二〇年には「全州湖英講習院」を、一九二四年には「全州湖英学校」を各々設立していた。全州青年会運動にも理解を示し、彼は全州青年会が建設する会館に百円の義捐金を出している。⁵⁷ また、一九二〇年に全州に朝鮮人資本によって三南銀行（朴基順頭取）が設立された際、最大の株主が金駿熙であり、専務理事に就任した。しかし、一九二二年に背任罪で起訴された後、支配株主から脱落した。⁵⁸ 朴濟賢は金堤郡白鷗面白鷗里が本籍であるが、詳細は不明である。全羅北道庁と二人の間で土地買取の交渉が行われた。しかし、補償額には全羅北道庁と二人の間に大きな差があり、交渉は妥結に至らなかった。渡辺全羅北道知事は金駿熙、朴濟賢に対し、「協議」を行う旨を伝えた。⁵⁹

一九二七年一〇月、齊藤実総督は、①金駿熙、朴濟賢宛、②真田尚治、島谷八十八、朝鮮殖産銀行全州支店長宛の「土地収用裁決請求通知書」案を作成した。これらはいずれも、「大正十五年以来再三御協議致候得共御承知ヲ得ルニ至ラサルヲ以テ本日全羅北道知事ノ裁決ヲ申請致候状土地収用令第九条ニ依リ此段及通知候也」との文言だった。つまり、起業者として総督府が全羅北道庁に「裁決」を要請したとする内容だった。土地所有者は金駿熙、朴濟賢であり、その土地の抵当権者が真田尚治、島谷八十八、朝鮮殖産銀行全州支店だった。⁶⁰

真田尚治は益山郡五山面に真田農場を経営していた。一九三六年現在、真田農事合名会社の出資者兼代表社員である。資本金三一〇万円で、農場経営、農事、植林、不動産、有価証券、金融などを目的とした。⁶¹ 島谷八十八（一八六二～一九四四）は山口県出身で、同県内で薬種商、酒造業を行ない、由宇銀行監査役、由宇商業合資会社社長などの職にあった。一九〇三年に満州・朝鮮を視察した後群山に居住し、一九〇四年から沃溝郡の土地を買収し続け、一九二七年に島谷農

事(沃溝郡開井面下長里)を設立した。一九二八年現在、約二六〇〇町歩の農場を持ち、小作人は一四〇〇人だった。一九三一年に島谷農場と改称した。彼は群山居留民団議員、臨益南部水利組合長、臨益水利組合理事を歴任した。⁶²朝鮮殖産銀行は総督府が六つの農工銀行が合併させ、一九一八年に設立した特殊銀行である。設立時の資本金は一千万円、初代頭取は三島太郎である。⁶³

こうした全羅北道庁、総督府の圧力に屈して、金駿熙、朴濟賢は一九二七年一月二五日付で斎藤實総督に対し、土地の買取に応じる「願書」を提出した。その内容は、「今回土地収用令ニ依り収用ノ御手續相煩スコト、相成リタルハ誠ニ恐縮ニ存候 就テハ今回悟ルトコロ有之候 協議ニ係ル御指定価格ヲ以テ買取ニ応シ一切苦情申聞敷候」と、土地収用令の適用不可を申請してきた。⁶⁴結局、二人は総督府と全羅北道庁の圧力に屈して、土地の売却に応じたのである。これを受け、斎藤實総督は一九二七年二月、渡辺全羅北道知事に対して、土地収用の「裁決」請求を取り下げた。⁶⁵

(3) 一九二八年の土地収用令
一九二八年四月一日、山梨半造総督は「土地収用公告」を『朝鮮総督府官報』に掲載した。起業者は「総督府」、事業の種類は「万頃江改修付帯事業」。「収用スベキ土地の細目」は全羅北道「全州郡助村面花田里五一田、同面古浪里一〇六七田、一〇七二田」の三筆である。⁶⁶この件については『万頃江改修工事』にはまったく資料が含まれておらず、また『東亜日報』にも関連記事が掲載されていない。場所も金駿熙、朴濟賢の土地の場所とは異なり、おそらく前記の二名以外の土地と思われる。

(4) 一九二九年の土地収用令
万頃江改修工事の進捗に伴い、一九二八年八月から総督府と李鐘亮、金瞬熙、李同浩の間で土地買取交渉が進められたが、今回も合意に至らなかった。このため、一九二九年五月一七日、山梨総督は「土地収用公告」を『朝鮮総督府官報』に掲載した。起業者は「総督府」、事業の種類は「河川改修」である。「土地の細目」は、全羅北道の「金堤郡白鷗面半月里四八五墳墓地、五〇九田、五一〇田、五一一墳

墓地、五一二田」の五筆である。⁶⁷

土地収用令第八条では「公告アリタルトキハ起業者ハ其ノ土地ニ関シ収用又ハ使用ノ権利ヲ取得スル為ニ関係人ニ協議ヲ為スヘシ」とあり、このため総督府は土地所有者と「協議」を行なった。しかし、「協議調ハザル」ため、同令第九条の規定「前条ノ協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ為スコト能ハサルトキハ起業者ハ地方長官ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得」と規定している。これにより、一九二九年六月に総督府は林茂樹全羅北道知事に対し、土地収用の「裁決」を要請した。⁶⁸

土地は五筆に過ぎないが、対象の土地は広大だった。①「四八五墳墓地」は五九九坪(李鐘亮の所有)、②「五〇九田」は四二五坪(金駿熙の所有)、③「五一〇田」は一六二坪(李同浩の所有)④「五一一墳墓地」は八六七坪(李同浩の所有)、⑤「五一二田」は一七五坪(李同浩の所有)であり、合計二二二八坪にも達した。⁶⁹金駿熙以外の李鐘亮三、李同浩の経歴は不明だが、中小地主と思われる。

三名には総督府の土地買取要求を拒絶する明確な理由があった。李鐘亮が所有する墳墓地は祭祀する霊位が二代の祖であり、子孫は数十人を数える。また、山相からも貴重な場所であると述べた。金駿熙は反対理由として、「本山林ハ附近ノ勝地ニシテ、「吾祖先ハ此ノ瑞相ヲトシテ山下ニ永久ノ居宅ヲ構ヘ既ニ伝系六代ナリ」と答えた。李同浩も反対理由として、「墓基ハ実ニ今ヲ距ル二百有余年前ノ興安ニ属シ六代ノ祖(中略)ヲ祭祀シ子孫ハ現ニ数百人ニ及」ぶとした。⁷⁰三人の理由は墳墓が子孫にとって非常に重要な価値をもつと述べており、これは朝鮮の伝統的な風水地理説に根ざした思考方式に由来していた。⁷¹

これらの五筆の土地に続いて、さらに一九二九年六月二一日、山梨総督は「土地収用公告」を『朝鮮総督府官報』に掲載した。今回は同年五月一七日の事業認定に一筆を追加した。土地は、全羅北道の「金堤郡白鷗面半月里三九四ノ一林野」⁷²である。これは護岸工事用石材採取のために必要な土地であり、面積は三四二九坪である。所有者は今回も金駿熙である。このため、一九二九年六月に川澤裡里土木出張所長は生田内務局長に対して、「土地収用裁決の件申請」を行なった。これを受けて、同年同月、山梨総督は林全羅北道知事に対して土地収用

の「裁決」を請求した。金駿熙が土地買収に応じなかったのは、①瑞相をトシて永久の宅を構え、すでに六代になること、②補償金額が二、三千円程度であり、あまりにも安いこと、等の理由だった。⁽⁷⁴⁾

これを受けて、全羅北道庁は一九二九年七月、「裁決」土地の細目などを「全羅北道公告」により掲示した。最終的に、一九二九年七月二〇日、全羅北道庁は金駿熙所有の七二二坪の土地収用を実行した。これに対し、「金（駿熙）廣瀬」氏は土木課の遣り方は人権蹂躪も甚だしいと□□^{不明}に怒り出し久永弁護人を代理人として総督を相手に訴訟を起こす⁽⁷⁵⁾と述べていた。

しかし、土地収用令の第十条には、「起業者又ハ関係人地方長官ノ裁決又ハ決定ニ不服アルトキハ裁決書又ハ決定書ノ謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ朝鮮総督ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得⁽⁷⁶⁾」とある。だが、起業者が総督府である以上、朝鮮総督の「裁定」が再び覆る可能性はなかったと思われる。

おわりに

これまで明らかにしたことを要約すれば、次の通りである。

第一に、総督府は直轄河川改修工事の第一弾として、一九二五年から万頃江改修工事に着手した。この背景には、万頃江流域に主に日本人経営の水利組合が五つ設置され、日本人農場主からの河川改修要請があった。工事は内務局裡里土木出張所が担当し、工事は全州川堤防修築工事と万頃江本流・支流改修工事に大別された。

第二に、総督府内務局は用地買収費用を少なめに見積もったため、用地買収費約八二万五千円のうち五一万円の予算しかなかった。このため、残りの三二万五千円を全羅北道の蒙利地域の郡、面に対し五年分割で賦課金として徴収することにした。特に万頃江改修に密接な関係を持つ一〇農場の農場主・代理人を呼び出し、要請を行った。参加者一三名の内、一〇名は日本人、三名は朝鮮人だった。

第三に、万頃江流域での土地収用令に関しては、四件確認される。第一は、

植民地期朝鮮における万頃江改修工事と土地収用令（広瀬）

一九一一年でこれは万頃江改修以前のことである。臨益水利組合に反対する朝鮮人地主に対してだった。第二は、一九二七年であり、万頃江改修工事に関し、約三万六千坪だった。土地は朝鮮人地主の二名の所有地だった。全羅北道庁と二人の協議が不調に終わったため、朝鮮総督は起業者として裁決を同庁に求め、これを二人に通知した。最終的に、同庁、朝鮮総督の圧力に屈し、土地収用令の適用以前に二人は土地を売却した。第三は一九二八年であり、これは三筆であり、面積は不明である。第四は、一九二九年であり、五筆、二二二八坪だった。朝鮮人三名の土地であり、墳墓地などであるため、三名は買収に強く反対した。また、同年に一筆が追加され、これは三四二九坪の林野だった。朝鮮人三名と同庁の協議は整わなかったため、朝鮮総督は全羅道知事に裁決の申請行い、これを受けて同庁は三名の土地の一部を収用した。

第四に、総督府が起業者である万頃江改修工事の場合、終始、内務局、内務局裡里土木出張所が全羅北道庁と緊密に連絡を取り合い、同庁と詳細な役割分担を行っていた。土地収用令の条文では、土地関係人の意思が制度的にある程度尊重されるようになっていく。しかし、今回の場合、土地関係人の意思は全く配慮されず、朝鮮総督が事業認定を行った段階で土地収用は事実上決定したといえる。

图1·万顷江改修計画图

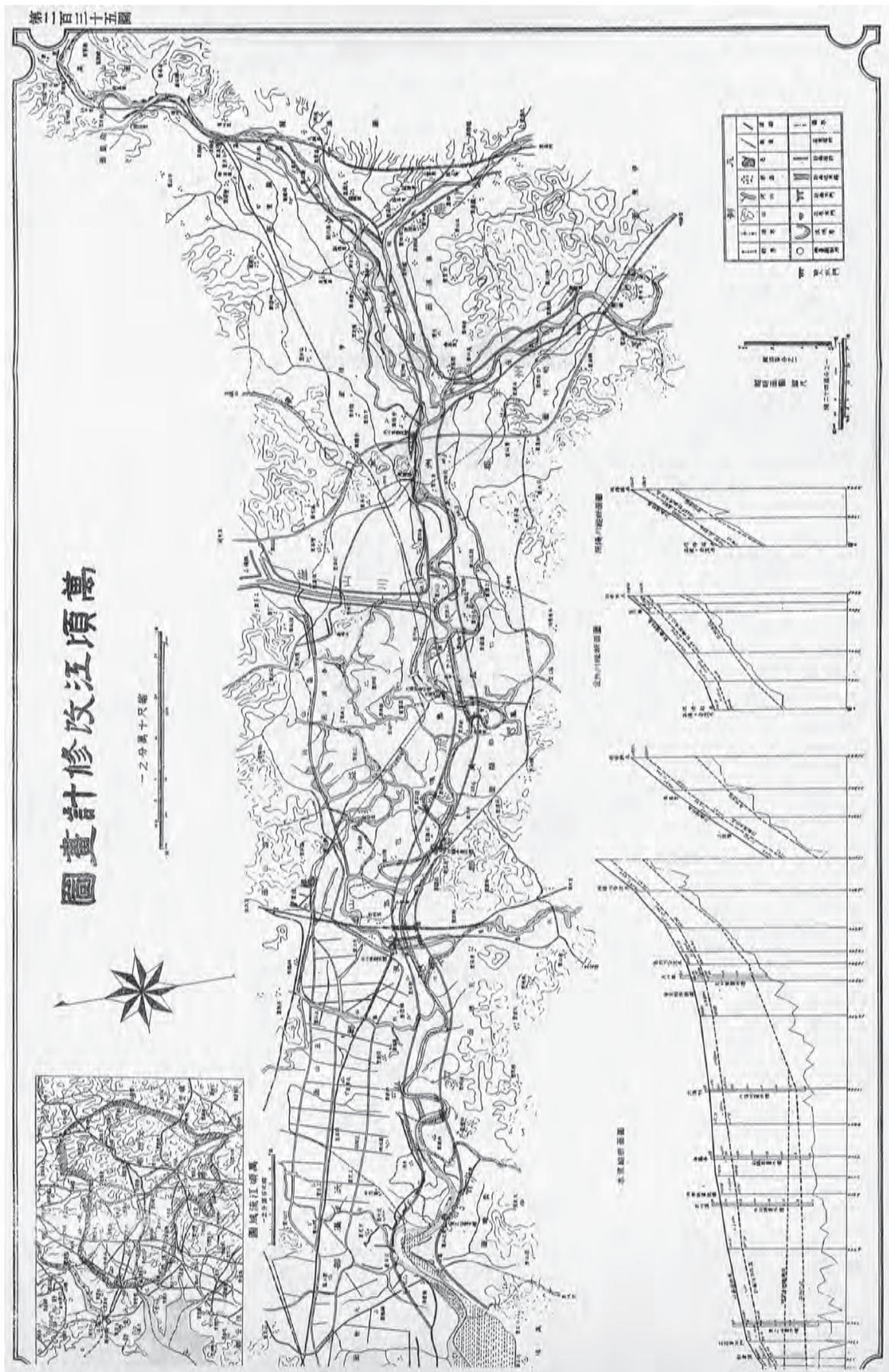


表1・万頃江改修用地買収、及び移転補償費（案）

1・用地買収所要額				円
	田	362町歩	査定地価の2倍	178848
	その他	780町歩	査定地価の2倍	615525
	予備			30727
合計		1142町歩		825000
2・全州川堤防工事費の買収補償費内訳				
	田	82町歩	査定地価の2倍	38287
	その他	46町歩	査定地価の2倍	17452
	林野	5町歩	見込	700
合計	用地費			56493
3・その他の補償費				
	家屋	5戸		560
	桑	54反8	1反平均100円	5480
	枇柳	11反	1反平均20円	238
	麦	250反	1反平均4円	1000
	淤取入堰改造	2ヶ所		2000
	駅屯土	2筆	409坪	33
	樹木その他			789
合計	捕縄費			10000
4・その他				
	橋梁補償	鉄道橋	1ヶ所	40000
	電柱移転など			3000
	留置用地費			33561
合計				144000
合計				1035493

生田清三郎内務局長発、下岡忠治政務総監宛文書、「万頃江改修用地買収及移転補償費」（1925年2月20日）、『万頃江改修工事』

表2・万頃江改修期成同盟の会員（1925年12月）

	農場名	地主、代理人の氏名	蒙利域内所有面積（町歩）	買収すべき面積（町歩）
1	今村農場	今村一次郎	120.2	35.7
2	井上農場	井上正一	98.5	46.0
		朴基順	67.5	5.4
3	東山農場	徳弘威太郎	744.0	62.5
4	田坂農場	田坂佐三郎	57.1	20.0
5	細川農場	永原邦夫	767.7	146.2
6	大橋農場	山崎増平	368.9	42.1
7	伊藤農場	小林宗十郎	68.0	0.1
		洪鍾柱	42.4	4.5
8	三重農場	阿波栄一	94.2	11.6
9	華星農場	青田竹治	156.9	77.4
10	佐伯農場	佐伯紀清	78.5	12.7
		金和炯	106.6	25.9
	合計		2770.5	500.1

青木戒三全羅北道知事発、今村武志内務局長宛文書、「万頃江用地買収ニ関シ関係地主会同ノ件」（1925年12月3日）『万頃江改修工事』

〔補註〕

- (1) 広瀬貞三「水豊発電所建設と水没地問題―朝鮮側を中心に」『朝鮮学報』一三九号(一九九一年四月)。同「朝鮮における土地収用令―一九一〇―二〇年代を中心に」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』二二号(一九九九年三月)。同「植民地期朝鮮における土地収用令―一九三〇―四〇年代を中心に」『朝鮮学会第五〇回大会(一九九九年一〇月)報告レジュメ』。同「植民地期における南朝鮮鉄道建設と土地収用令」『国際日本研究センター研究会(二〇〇九年一月)報告レジュメ』。同「植民地期朝鮮における羅津港建設と土地収用令」『環日本海研究年報』一七号(二〇一〇年三月)。
- (2) 最近の主な研究として、以下のものがある。박명우「日帝下水利組合의設置過程과 그 社会經濟的 結果에 대한 研究―全北地方을 中心으로」『省谷論叢』二〇号(一九八九年)。이경란「日帝下水利組合과 農場地主制―沃溝・益山地域の事例」『学林』一二・二三合輯号(一九九一年)。徐承甲「日帝下水利組合区域内增收稅의 分配과 農民運動―臨益・益沃水利組合을 中止으로」『史学研究』四一号(一九九一年)。李圭洙『近代朝鮮における植民地地主制と農民運動』(信山社、一九九六年)。松本武祝「植民地朝鮮における農業用水開発と水利秩序の改編―万頃江流域を対象として」『朝鮮史研究會論文集』四一号(二〇〇三年一〇月)。同「朝鮮農村の〈植民地〉経験」(社会評論社、二〇〇五年)所収。洪性贊・최원규・이준식・禹大亨・이경란『日帝下方頃江流域의 社会史―水利組合、地主制、地域政治』(혜안、二〇〇六年)。(以下、『万頃江流域의 社会史』とす)。金玄「植民地朝鮮と久米米次郎―朝鮮における事業基盤と参政權問題」『海港都市研究』四号(二〇〇九年三月)。정호진「韓末日帝初期堤堰契의 近代的水利組合으로의 轉換」『全北史学』二四号(二〇〇九年三月)。
- (3) 朝鮮總督府『朝鮮河川調査書』(同府、一九二九年)七〇二―七〇三頁。韓國民族文化大百科事典編集部『韓國民族文化大百科事典』第七卷(韓國精神文化研究院、一九九一年)六〇二頁。
- (4) 前掲書『朝鮮河川調査書』七〇三頁。
- (5) 前掲論文松本武祝「植民地朝鮮における農業用水開発と水利秩序の改編―万頃江流域を対象として」『朝鮮史研究會論文集』四一号、一四八―一五〇頁。詳細は、前掲書『万頃江流域의 社会史』掲載の禹大亨「日帝下方頃江流域水利組合研究」二七―六一頁を参照。また、水利組合全般に関しては、松本武祝『植民地期朝鮮の水利組合事業』(未來社、一九九一年)、宮嶋博史・松本武祝・李榮薫・張矢遠『近代朝鮮の水利組合事業』(日本評論社、一九九二年)参照。
- (6) 『東亜日報』一九二三年七月二十九日付。
- (7) 宇津木初三郎編『朝鮮の宝庫全羅北道發展史』(文化商会、一九二八年)四二九―四三〇頁。(以下、『全羅北道發展史』とす)。前掲書『万頃江流域의 社会史』一八二頁。韓國歴史情報統合システム(<http://kh2.koreanhistory.or.kr/>)。
- (8) 前掲書『全羅北道發展史』一五二頁。浅田喬二「増補・日本帝國主義と旧植民地地主制度」(龍溪書舎、一九八九年)一三三頁。
- (9) 前掲書『全羅北道發展史』四二八頁。
- (10) 広瀬貞三「植民地期の治水事業と朝鮮社会―洛東江を中心に」『朝鮮史研究會論文集』三七号(一九九九年)一〇九―一一二頁。
- (11) 三峰會編『三峰下岡忠治伝』(同会、一九三〇年)四二〇頁。
- (12) 前掲書松本武祝「朝鮮農村の〈植民地近代〉経験」二六八頁。
- (13) 前掲書『朝鮮河川調査書』三四八―三五〇、五七五―五八五頁。載寧江改修工事の内容については、前掲書『朝鮮河川調査書』五七五―六〇二頁、前掲書『朝鮮土木事業誌(昭和三年度迄)』二八五―三〇八頁参照。
- (14) 『朝鮮總督府官報』一九二五年五月二〇日。
- (15) 東大土木同窓會編『東大土木同窓會・會員名簿』(同会、一九八一年)一五頁。南條重太郎「朝鮮時代の思いで」、内田襄編『朝鮮時代の想い出』第一集(同人、一九八二年)五六頁。広瀬貞三「朝鮮總督府の土木官僚」、松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』(思文閣出版、二〇〇九年)二六六―二六七頁。川澤は論説「朝鮮の河川改修に就て」を『工事の友』九輯

三号（一九二七年）に掲載している。東大の同期生として、宮本武之輔（後に企画院次長）、鮫島茂（後に日本港湾コンサルタント社長）がいる。

- (16) 韓国教会史研究会編『朝鮮総督府及所属官署職員録』（ゆまに書房、二〇〇九年）の各年版から作成。坂本嘉一については、前掲論文広瀬貞三「朝鮮総督府の土木官僚」、『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』二七二頁参照。
- (17) 菊池新吉「思い出の記」、前掲書『朝鮮時代の想い出』第一集、三頁。
- (18) 田中俊徳「思い出のまゝ」、前掲書『朝鮮時代の想い出』第一集、一九頁。
- (19) 前掲書『朝鮮河川調査書』七〇一〜七二二頁。
- (20) 前掲書『朝鮮河川調査書』七一〜七二四頁。
- (21) 『東亜日報』一九二五年六月二日。
- (22) 前掲書『朝鮮土木事業誌（昭和三年度迄）』二六九〜二八三頁。
- (23) 「万頃江及全州川用地買収ニ関スル打合覚書」（一九二五年二月二〇日）、朝鮮総督府編『万頃江改修工事関係書綴』（以下、『万頃江改修工事』とする）（韓国・国家記録院所蔵）。
- (24) 『東亜日報』一九二五年八月二五日。
- (25) 川澤章明裡里土木出張所長発、全羅北道内務部長宛文書、「万頃江改修土地買収ニ関スル件」（一九二七年一月二七日）、『万頃江改修工事』。
- (26) 生田清三郎内務局長発、林茂樹全羅北道知事宛文書、「万頃江改修ニ依ル家屋移転ニ関スル件」（一九二九年六月一九日）、『万頃江改修工事』。
- (27) 『東亜日報』一九二八年七月一六日。
- (28) 『東亜日報』一九二九年六月一日。
- (29) 『東亜日報』一九二九年六月二〇日。
- (30) 広瀬貞三「一九一〇年代の道路建設と朝鮮社会」『朝鮮学報』一六四号（一九二七年七月）二六〜三〇頁。
- (31) 原静雄「困難なる治山治水事業」、貴田忠衛編『朝鮮統治の回顧と批判』（朝鮮新聞社、一九三六年）二四一〜二四二頁。原静雄は一九二二年二月から一九二三年一二月まで総督府土木部長を務めた。

植民地期朝鮮における万頃江改修工事と土地取用令（広瀬）

- (32) 大塚常三郎内務局長発、下岡忠治政務総監宛文書「万頃江改修工用地費ニ関スル件」（一九二五年二月二〇日）、『万頃江改修工事』。洛東江改修工事でも総督府は工事費の不足分を地域の郡、面に賦課金としたため、大きな社会問題になった。前掲論文広瀬貞三「植民地期の治水事業と朝鮮社会―洛東江を中心に」『朝鮮史研究会論文集』三七号、一一九〜一二二頁。賦課金については、帝国地方行政学会編『朝鮮地方行政例規』（帝国地方行政学会・同朝鮮本部、一九二七年）一三七、三二二、四九二、五三八、五四一〜五四二、五四九、五五九頁参照。税制については、鄭泰憲『日帝의 經濟政策斗 朝鮮社会―租稅政策을 中心으로』（歴史批評社、一九九六年）参照。
- (33) 「万頃江及全州改修用地買収ニ関スル覚書」（一九二四年二月二〇日）、『万頃江改修工事』。
- (34) 亥角仲蔵全羅北道知事発、生田内務局長宛文書、「万頃江改修用地買収ニ関シ関係地主会同ノ件」（一九二五年二月三日）、『万頃江改修工事』。
- (35) 守永新三編『全羅北道案内』（全北日日新聞社、一九一四年）益八頁。前掲書『全羅北道発展史』一四〇頁。阿部薫編『朝鮮都邑大観』（民衆時論社、一九三七）二六一〜二六二頁。
- (36) 前掲書『全羅北道発展史』二五二頁。韓国歴史情報統合システム (<http://kh2koreanhistory.or.kr>)。
- (37) 前掲書浅田喬二『増補・日本帝国主義と旧植民地地主制』一四四頁。
- (38) 前掲書『全羅北道発展史』一五四頁。
- (39) 前掲書『全羅北道発展史』一三二〜一三八頁。
- (40) 韓国歴史情報統合システム (<http://kh2koreanhistory.or.kr>)。
- (41) 前掲書『全羅北道発展史』四五〇頁。韓国歴史情報統合システム (<http://kh2koreanhistory.or.kr>)。
- (42) 前掲書『全羅北道発展史』一八七頁。
- (43) 前掲書『万頃江流域의 社会史』二八〇〜二八二頁。
- (44) 親日人名事典編纂委員会編『親日人名事典』第二卷（民族問題研究所、

- 二〇〇九年) 二一五～二一六頁。韓国歴史情報統合システム (<http://kh2.koreanhistory.or.kr/>)。
- (45) 前掲書『全羅北道発展史』二六九頁。
- (46) 生田内務局長発、川澤裡里土木出張所長宛文書、「洪水被害調査ノ件」(一九二五年七月一四日)、『万頃江改修工事』。
- (47) 『東亜日報』一九二五年二月三日。全羅北道の行政区域は、松波千海編『全北案内』(全北日報社、一九三三年) 参照。
- (48) 『東亜日報』一九三二年一月二二日。
- (49) 前掲書李圭洙『近代朝鮮における植民地地主制と農民運動』八一頁。水利組合反対運動については、前掲書松本武祝『植民地期朝鮮の水利組合事業』七九～八三頁参照。
- (50) 「土地収用令施行地域」、朝鮮総督府内務局土木課編『現行朝鮮土木法規』上巻(帝國地方行政学会朝鮮本部、一九三八年) 第七章、八頁。
- (51) 渡辺全羅北道知事発、生田内務局長宛文書、「万頃江改修土地買収ニ関スル件」(一九二七年三月一九日)、『万頃江改修工事』。
- (52) 『朝鮮総督府官報』一九二一年四月一七日。
- (53) 一九〇〇年三月に公布された日本の土地収用法(法律二九号)では、起業者が地方長官を経由して、内務大臣に申請することになっていた。前掲論文広瀬貞三「朝鮮における土地収用令―一九一〇～二〇年代を中心に」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』二号、五頁。
- (54) 生田内務局長発、渡辺忍全羅北道知事宛文書、「万頃江改修用地土地収用ニ関スル件」(一九二六年八月二七日)、『万頃江改修工事』。
- (55) 渡辺全羅北道知事発、生田内務局長宛文書、「万頃江改修用地地主土地収用ニ関スル件」(一九二七年一〇月一三日)、『万頃江改修工事』。
- (56) 前掲書『全羅道発展史』二四一頁。
- (57) 『東亜日報』一九二六年一月二四日、一九二七年一月二日。
- (58) 前掲書『万頃江流域の社会史』三四三、三四五頁。三南銀行は一九二〇年に全州で設立され、朴基順が頭取になった。朴基順(一八五七～一九三五)は全州郡全州面出身であり、米穀貿易、地主として日本と密接な関係を維持し、資産百万円以上を蓄積した。全北畜産会社取締役、全州面協議員、全州女子公立普通学校学務委員を歴任した。前掲書『全羅北道発展史』二七四～二七五頁。前掲書『万頃江流域の社会史』三二一～三二三頁。前掲書『親日人名事典』第一巻、八六一頁。
- 朴基順の長男が、朴榮喆である。朴榮喆(一八七九～一九三九)は全羅北道益山郡に生まれ、一九〇〇年日本に留学して成城学校で学び、一九〇三年に陸軍士官学校を卒業した。帰国後は武官学校教官となり、軍人の道を歩く。一九一二年から官僚生活に入り、後に江原道知事、咸鏡北道知事を歴任する。退官後は、東洋拓殖会社監事、三南銀行頭取、朝鮮商業銀行頭取を勤めた。朴榮喆については、朴榮喆『五十年の回顧』(大阪屋書店、一九二九年)、前掲書『万頃江流域の社会史』三二三～三三三頁。前掲書『親日人名事典』第二巻、五三～五六頁参照。
- (59) 渡辺全羅北道知事発、金駿熙宛、朴濟賢宛文書、「土地収用ニ関スル協議ノ件」(一九二七年九月二二日)、『万頃江改修工事』。
- (60) 齊藤実総督「通知案二」(一九二七年一〇月二六日)、『万頃江改修工事』。
- (61) 韓国歴史情報統合システム (<http://kh2.koreanhistory.or.kr/>)。
- (62) 前掲書『全羅北道案内』沃六頁。前掲書『全羅道発展史』一七三頁。前掲書『万頃江流域の社会史』二四九～二五〇、二五〇～二五九頁。
- (63) 朝鮮殖産銀行については、朝鮮殖産銀行『朝鮮殖産銀行十年志』(同行、一九二八年)、本田秀夫『朝鮮殖産銀行二十年志』(朝鮮殖産銀行、一九三八年) 参照。全羅北道における金融資本の土地担保への貸付については、前掲書『万頃江流域の社会史』掲載의 封인규 「日帝下土地担保貸付의 類型과 実態―全北沃溝郡瑞穂面事例」三五三～三九六頁参照。
- (64) 金駿熙発、朴濟賢発、齊藤実総督宛文書、「願書」(一九二七年一月二五日)、

『万頃江改修工事』。

- (65) 齊藤実総督発、渡辺全羅北道知事宛文書、「土地収用裁決請求取下ニ関スル件」(一九二七年一月二三日)、『万頃江改修工事』。
- (66) 『朝鮮総督府官報』一九二八年四月一四日。
- (67) 『朝鮮総督府官報』一九二九年五月一七日。
- (68) 『朝鮮総督府官報』一九二一年四月一七日。
- (69) 山梨半造総督発、林茂樹全羅北道知事宛文書、「土地収用裁決請求ノ件」(一九二九年六月二二日)、『万頃江改修工事』。
- (70) 川澤裡里土木出張所長発、生田内務局長宛文書、「土地収用裁決ノ件」(一九二九年六月二日)、『万頃江改修工事』。
- (71) 川澤裡里土木出張所長発、生田内務局長宛文書、「土地収用裁決ノ件」(一九二九年六月二日)、『万頃江改修工事』。京釜山鉄道、京義鉄道建設時における用地収用と墓地等をめぐる紛争については、鄭在貞著三橋広夫訳『帝國日本の植民地支配と韓国鉄道・一八九二〜一九四五』(明石書店、二〇〇八年)二五九〜三二〇頁参照。原本は、同『日帝侵略と韓国鉄道(一八九二〜一九四五)』(서울대학교出版部、一九九九年)である。
- (72) 朝鮮における墓地と風水地理の関係については、渡邊欣雄『風水思想と東アジア』(人文書院、一九九〇年)、渡邊欣雄・三浦國雄編『環中国の民族と文化・第四卷・風水論集』(凱風社、一九九四年)、野崎充彦『朝鮮の風水師たち―今よみがえる龍脈』(人文書院、一九九四年)、崔昌祥著金在浩・渋谷鎮明訳『韓国の風水思想』(人文書院、一九九七年)参照。
- (73) 『朝鮮総督府官報』一九二九年六月二二日。
- (74) 山梨総督発、林全羅北道知事宛文書、「土地収用裁決請求ノ件」(一九二九年七月二四日)、『万頃江改修工事』。
- (75) 『京城日日新聞』一九二九年八月二二日。『万頃江改修工事』。
- (76) 『朝鮮総督府官報』一九二一年四月一七日。

